

[事案 2022-138] 失効取消請求

・令和5年3月10日 裁定終了

<事案の概要>

保険料未払いに気付かず失効したのは保険会社責任であるとして、失効の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年12月に契約した医療保険について、令和3年10月分の保険料未払いにより失効したが、以下の理由により、失効を取り消してほしい。

- (1)クレジットカードの有効期限の更新に伴い、令和3年10月末頃、保険会社から「クレジットカード払有効性等確認不能によるお手続きのご依頼」（以下「**手続依頼書面**」）が届き、その案内に従ってクレジットカード情報変更の手続を行ったにもかかわらず、クレジットカードによる保険料の支払いができずに契約が失効した。
- (2)他の保険会社は、クレジットカードの有効期限が切れても何らの手続も必要なく、有効期限を新しくした同じクレジットカードで保険料が支払われている。
- (3)令和4年2月に新型コロナウイルス感染症による自宅療養をした分の入院給付金を請求した際に、保険会社に問い合わせ初めて本契約が失効したことを知った。
- (4)自分は、クレジットカード情報変更の手続を行い、保険料を支払う意思を示していたにもかかわらず、契約が失効したのは、保険料の未払状態により契約が失効することについて電話連絡等をしなかった保険会社の大きな落ち度によるものである。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)当社は、申立人に対し、令和3年10月分の保険料が未払いになっていることを2回にわたり文書により連絡し、保険料の支払いを依頼していた。
- (2)申立人に送付した**手続依頼書面**には、クレジットカード情報変更の手続とともに、10月分の保険料の支払いが必要であることが明記されている。
- (3)申立人は、**手続依頼書面**を確認してクレジットカードの変更手続を行ったのであるから、10月分の保険料の支払いが必要であることについても認識できたはずである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、クレジットカードの登録変更手続時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。